

県単福祉医療費助成金請求書の記載方法変更について

70 歳から 74 歳までの被保険者及び被扶養者の一部負担の見直し（平成 26 年 4 月 1 日以降に 70 歳に達するものから段階的に法定の負担割合の 2 割とする）に伴い、県単福祉医療費助成金請求書の記載について「**前期高齢者**」欄に「**2**」の記載を追加する旨、一部変更します。

なお、今般の見直しは、70 歳から 74 歳までの被保険者及び被扶養者（医療保険各法（「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和 57 年法律第 80 号）を除く。以下同じ。）の規定によるものをいい、現役並み所得者を除く。以下「被保険者等」という。）に係る一部負担金等の軽減特例措置について行われます。

○「前期高齢者」欄に「2」記載の追加について 変更箇所は次のとおり。

	変 更 前	変 更 後
「前期高齢者」欄	<p>「1」を記載 高齢受給者証を所持する 70 歳～74 歳の被保険者等</p>	<p>「1」を記載 高齢受給者証を所持する 70 歳～74 歳の被保険者等 高齢受給者証の一部負担金割合欄 ・「2 割（75 歳到達まで特例措置により 1 割）」と記載の方 ・「3 割」と記載の方</p> <p>「2」を記載 <u>平成 26 年 4 月 2 日以降に新たに高齢受給者となる被保険者等</u> 高齢受給者証の一部負担金割合欄 ・「2 割」と記載の方</p>

○記載上の注意事項

- ① 平成 26 年 4 月 1 日以前に 70 歳の誕生日を迎えた被保険者等で一般・低所得の方は前期高齢者欄に 1 を記入し、9 割欄に総点数（金額）を記載すること。※1
- ② 平成 26 年 4 月 2 日以降に 70 歳の誕生日を迎えた被保険者等で一般・低所得の方は前期高齢者欄に 2 を記入し、8 割欄に総点数（金額）を記載すること。※2
- ③ 現役並み所得の方は前期高齢者欄に 1 を記入し、7 割欄に総点数（金額）を記載すること。

※1. 平成 26 年 4 月 1 日以前に 70 歳の誕生日を迎えた被保険者等
（誕生日が昭和 14 年 4 月 2 日から昭和 19 年 4 月 1 日までの方）

※2. 平成 26 年 4 月 2 日以降に 70 歳の誕生日を迎えた被保険者等
（誕生日が昭和 19 年 4 月 2 日以降の方）

<参考>

平成 26 年 4 月 2 日以降に 70 歳の誕生日を迎えた被保険者等は、同年 5 月の診療分から 2 割負担となります。